

千葉市職員措置請求（29千監（住）第1号）に係る監査について

第1 請求の概要

1 請求人

千葉市中央区の住民1名

2 請求日

平成29年6月30日

3 請求の要旨

平成29年6月15日発行のちば市政だより第1652号（以下「本件市政だより」という。）1面下部の熊谷市長の就任のごあいさつ（以下「本件市長挨拶文」という。）は、その内容からして公職選挙法が禁ずる選挙での当選御礼の挨拶であることは明白であり、上部にある3つのフレーズ（※）は、いずれも熊谷氏が選挙の際に配布したローカルマニフェストに記載されている文言であることから、1面記載内容は熊谷氏個人の私的政治活動若しくは熊谷氏の後援団体の後援会活動と認められ、市政だよりに掲載すべき内容としては不適法である。

私的政治活動若しくは後援団体の後援活動や、公職選挙法に違反する当選挨拶を市政だよりに掲載し、その費用を市が負担することは違法・不当な財政支出であり、市の損害であると認められる。

したがって、本件市政だより1面に関する費用を適正に算出し、これを熊谷氏個人若しくは熊谷氏の後援団体又はその両者に請求するなどの適切な措置を講ずることを求める。

※「ともに進めよう！ 未来へつなぐ まちづくり」「誰も置き去りにしない社会へ」「千葉市ならではの都市づくり」

第2 監査の概要

1 監査対象事項

本件市政だよりの印刷及び配布等に係る全費用のうち1面に関する費用を、千葉市が支出することが、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

2 監査対象部局

市民局

3 監査結果

(1) 結論

本件市政だより1面に係る費用を、千葉市が支出することは、違法又は不当な公金の支出とは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 理由（要旨）

ア 本件市政だより1面が熊谷氏個人の私的政治活動若しくは熊谷氏の後援団体の後援会活動と認められるか否かについて

(ア) 本件市政だより1面が熊谷氏個人の私的政治活動と認められるか否か

本件市政だより1面は、今回の市長選挙で当選した熊谷市長のこれからの市政の方針を示した言わば「施政方針演説」である。

熊谷市長は、マニフェストを掲げて市長選に立候補し当選しているのだから、当選後、市長として、当該マニフェストに係る政策を市政に反映させるべく、新市政の方針として市民に訴えるのは、当然のことである。

熊谷市長は、平成29年第2回千葉市議会定例会における所信表明の中で、「4年間の市政運営にあたり、『ともに進める』『未来へつなぐ』『誰も置き去りにしない社会』の3つの基本理念を軸にしていきたい」旨述べ、また、この3つの基本理念に基づき実現を図るべき政策の一つとして「緑・里・農を活かした『千葉

市ならではの都市づくり』と環境整備」をあげており、本件市政だよりに掲載された3つのフレーズは、まさに、今後の市政の方針を示す文言である。なお、議会の議決を経て平成24年3月に策定された千葉市新基本計画における「まちづくりのコンセプト」は、「わたしから！ 未来へつなぐ まちづくり」であり、当該3つのフレーズは、これに沿うものである。

本件市政だより1面には、今後の市政運営の基本理念であって本市から市民への重要なメッセージである3つのフレーズと、それを分かりやすくイメージする写真が掲載され、本件市長挨拶文には、当該基本理念に基づき取り組んでいくべき具体的な政策が提示されていることが認められる。

したがって、請求人の「私的政治活動である」旨の主張は認められない。

(イ) 本件市政だより1面が熊谷氏の後援団体の後援会活動と認められるか否か

本件市政だより1面は、新市長の市政の方針を市民に周知することを目的として、市の広報広聴課が企画し、年間計画に定め、編集会議を経て市民自治推進部長の決裁により千葉市が発行したものであって、その制作に際し、熊谷氏の後援団体は、企画、編集及び発行のいずれにおいても、何らの関与も行っていない。

したがって、本件市政だより1面の内容を熊谷氏の後援団体の後援会活動とは到底認められない。

イ 公職選挙法第178条違反があると認められるか否かについて

本件市長挨拶文の内容には、選挙結果について言及した記載はあるものの、当選に関し、お礼を述べたり、謝意を表す文言は見当たらない。

本件市政だより1面は、全体的にみれば、これからの4年間の市政の方針を示した「施政方針演説」であるから、公職選挙法第178条が禁止している「当選挨拶の目的」があったとは認められない。

したがって、本件市政だよりに公職選挙法違反はなく、請求人の主張は認められない。

ウ 本件市政だよりの1面の発行費用に係る損害の有無について

前記のとおり、本件市政だより1面は、熊谷氏の私的政治活動や熊谷氏の後援団体の後援会活動に当たらず、公職選挙法に違反しないから、私的政治活動や公職選挙法違反等を前提として、その発行に係る公金の支出の違法・不当をいう請求人の主張は認められない。

本件市政だより1面には、今後の市政運営の基本理念を示す3つのフレーズとそれを分かりやすくイメージする写真が掲載され、本件市長挨拶文には、当該基本理念に基づき取り組んでいくべき具体的な抱負、政策が提示されており、無用の宣伝売名や儀礼的な内容もないことが認められる。

本件市政だより1面に本件市長挨拶文を掲載したのは、市として、選挙執行からなるべく早い時期に、市民にいち早く、新市長の今後の4年間の市政の方針を伝える必要があったからであり、幅広い世代の市民に分かりやすい内容とする必要があったことに加え、原稿作成スケジュールや、どの候補者が当選しても対応できる構成とする必要があったこと等を考慮すると、本件市政だより1面全体のレイアウトや構成は妥当なものであり、また、市民に分かりやすく有益な内容であると認められる。

したがって、本件市政だより1面の発行費用に、違法又は不当な支出を認めることはできない。

詳細は、監査委員事務局 Web ページ(http://www.city.chiba.jp/kansa/gyoseikansa/kansakekka_jukan.html)に掲載の結果文(全文)をご覧ください。